

令和3年度第2回
廃棄物減量化対策推進検討会
—別紙—

令和3年10月29日
小山広域保健衛生組合

目次

| | | |
|--|----|----|
| (1) 燃やすごみ削減目標値 (10,300 t) の算出根拠 | …… | 1 |
| (2) 施設規模の算出根拠 | …… | 3 |
| (3) 必ず達成すべき削減量 (5,000 t) の算出根拠 | …… | 5 |
| (4) 減量資源化可能性調査・ごみ減量化施策検討 | …… | 7 |
| (5) 指定袋制度の導入状況 | …… | 22 |
| (6) 雑紙保管袋の作成配布後における可燃系資源物の状況 | …… | 25 |
| 補足資料 構成市町の分別区分及び収集頻度 | | |
| 参考資料 中央清掃センターのごみの組成 (割合) について (2020年度) | | |

(1) 燃やすごみ削減目標値 (10,300 t) の算出根拠

家庭系ごみは、下野市（国分寺地区、南河内地区）の1人1日あたりの燃やすごみ排出量 400 g / 人・日を統一目標とします。この目標値と平成29年度の1人1日あたりの燃やすごみ排出量と比較して削減量を算出しています。

これにより約7,000 tが削減できます（表1）。

また、事業系ごみは指定袋を導入した広島市の実績を参考として、20%の削減を目標とします。

これにより、約3,300 tが削減できます（表2）。

事業系と家庭系との合計で10,300 tを削減します（表3）。

表1 家庭系の削減目標値算出根拠

単位：t

| | 小山市 | 下野市 | | 野木町 | 計 | |
|----------------|-------------------------|------------|--------|--------|---------|--------|
| | | 国分寺 南河内 | 石橋 | | | |
| 平成30年4月1日人口（人） | 167,169 | 38,113 | 21,208 | 25,172 | 251,662 | |
| 家庭系 | 1人1日あたりの排出量 （平成29年度） | 490.6 | 400.5 | 555.5 | 427.3 | 476.1 |
| | 1人1日あたりの統一目標 | 400 | | | | |
| | 1人1日あたりの削減量 | 90.6 | 0.5 | 155.5 | 27.3 | 76.1 |
| | 平成29年度搬入量 [t] | 29,936 | 5,571 | 4,300 | 3,926 | 43,733 |
| | 統一目標による排出量 [t] | 24,408 | 5,564 | 3,096 | 3,675 | 36,743 |
| | 統一目標による削減量 [t] ※1 | △5,528 | △7 | △1,204 | △251 | △6,990 |

※1 統一目標による削減量

$$6,990 \text{ t} \cong 43,733 \text{ t} - 400 \text{ g} / \text{日} \times 251,662 \text{ 人} \times 365 \text{ 日} \div 10^6$$

表2 事業系の削減目標値算出根拠

単位：t

| | 小山市 | 下野市 | | 野木町 | 計 | |
|-----|------------|------------|-------|------|-------|--------|
| | | 国分寺 南河内 | 石橋 | | | |
| 事業系 | 統一目標 | 20%削減 | | | | |
| | 平成29年度搬入量 | 13,455 | 1,226 | 745 | 1,157 | 16,583 |
| | 統一目標による削減量 | △2,691 | △245 | △149 | △231 | △3,316 |

表3 統一目標による削減量

単位：t

| | | 小山市 | 下野市 | | 野木町 | 計 |
|-----|------------|--------|------------|--------|-------|---------|
| | | | 国分寺 南河内 | 石橋 | | |
| 家庭系 | 平成29年度搬入量 | 29,936 | 5,571 | 4,300 | 3,926 | 43,733 |
| | 統一目標による削減量 | △5,528 | △7 | △1,204 | △251 | △6,990 |
| 事業系 | 平成29年度搬入量 | 13,455 | 1,226 | 745 | 1,157 | 16,583 |
| | 統一目標による削減量 | △2,691 | △245 | △149 | △231 | △3,316 |
| 合計 | 平成29年度搬入量 | 43,391 | 6,797 | 5,045 | 5,083 | 60,316 |
| | 統一目標による削減量 | △8,219 | △252 | △1,353 | △482 | △10,306 |

(2) 施設規模の算出根拠

1) 平成23年時点でのエネルギー回収推進施設の施設規模

平成23年9月に策定した『エネルギー回収推進施設基本設計書』において、施設規模を210トン/日（70トン/日×3基）で設計しました。

2) 石橋ごみの受け入れ及び大規模災害への余力確保に伴う規模拡大

下野市石橋地区の燃やすごみの受け入れ及び災害に伴って発生する災害廃棄物について速やかな復旧・復興を促進するための処理余力を有するため、施設規模を従来の210トン/日から250トン/日に拡大しました。

これは、指定袋の導入により減らすことができると試算された5,000トン/年の減量目標を達成することが前提の規模となっています。

・計画処理量（減量目標達成時）＝59,432 t/年

※計画処理量には、構成市町の燃やすごみの他、可燃残渣（※2）を含む。
災害廃棄物分の余力は除く。

《計算式》

施設規模（災害廃棄物分を含まず）
＝ 1日あたりの計画処理量（t/日）÷実稼働率（%）÷調整稼働率（%）
※調整稼働率：故障の修理、やむを得ない一時停止等のための処理能力を考慮した係数。0.96とする。（※3）

1日あたりの計画処理量（t/日）
＝ 計画処理量（t/年）÷ 365（日/年）
＝ 59,432（t/年）÷ 365（日/年）
＝ 163（t/日）

実稼働率
＝ 年間稼働日数（日/年）÷ 年間日数（日/年）
＝ 280（日/年）÷ 365（日/年）
＝ 0.76

したがって、

施設規模（災害廃棄物分を含まず）
＝ 163（t/日）÷ 0.76 ÷ 0.96 ＝ 224 t/日

さらに、令和元年度台風第19号により発生した可燃系災害廃棄物の搬入量実績（1,935トン）から、災害廃棄物分の余力を算定しました。

「災害廃棄物対策指針（環境省作成）」では、【人や物の流れが回復する時期】として、3カ月程度を目安としています。よって、組合でも「発災後3カ月程度」で災害廃棄物の処理を完了することを目指し、仮置場の選定・確保、前処理などの準備期間（15日）を除いた75日間（＝90日－15日）を実質的な処理期間と想定しました。

したがって、

$$\begin{aligned} & \text{可燃系災害廃棄物の処理量 (t/日)} \\ & = 1,935 \text{ (t)} \div 75 \text{ (日)} = 26 \text{ t/日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{施設規模 (災害廃棄物分を含む)} \\ & = 224 \text{ t/日} + 26 \text{ t/日} = 250 \text{ t/日} \end{aligned}$$

- ※2 可燃残渣とは：処理を行った後に残った可燃性のもの。
組合では、以下の3つのものを可燃残渣として焼却処理しています。
- ①リサイクルセンターで木製家具を破砕した後に残ったもの。
 - ②南部清掃センターで異物として取り除いたもの。
 - ③クリーンセンターでし尿を処理した後に残ったもの。
- ※3 『廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて』（平成15年12月15日 環廃対発第031215002号）において、0.96と設定されています。

(3) 必ず達成すべき削減量 (5,000 t) の算出根拠

10項目の燃やすごみ減量化施策の中で、『指定袋制度の導入』は実施自治体での削減効果が公表されていました。この削減効果を基に、組合での燃やすごみの削減見込み量を求めました。

1) 家庭系ごみ

家庭ごみ有料指定袋制度導入による削減量見込みは、有料指定袋（大袋（45リットル）1枚10円～20円）を導入した場合には、導入翌年度には約7%の減量効果が期待されます（図1）。

したがって、平成30年度の家庭系燃やすごみの排出量から計算すると、約3,100t（※4）の削減が見込めます。

※4 平成30年度家庭系燃やすごみ量 44,339[t] × 7% ≒ 3,104 t

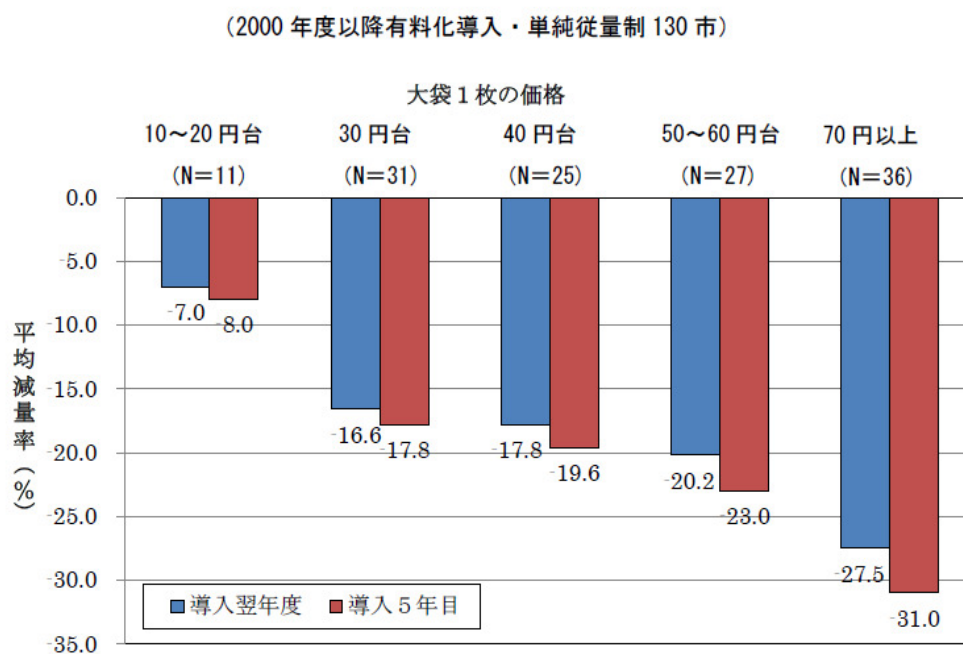


図1 家庭ごみ有料化の減量効果調査（東洋大学山谷教授）

2) 事業系ごみ

事業ごみ有料指定袋を導入した場合には、導入翌年度に約 11.5%の減量効果が期待されます。(図2) (5,000 tは短期的な目標として設定したことから、導入1年後の削減率を採用しています。)

したがって、平成30年度の事業系ごみの排出量から計算すると、約1,900 t (※5) の削減が見込めます。

※5 平成30年度事業系燃やすごみ量 16,475 [t] ×11.5%≒1,895 t

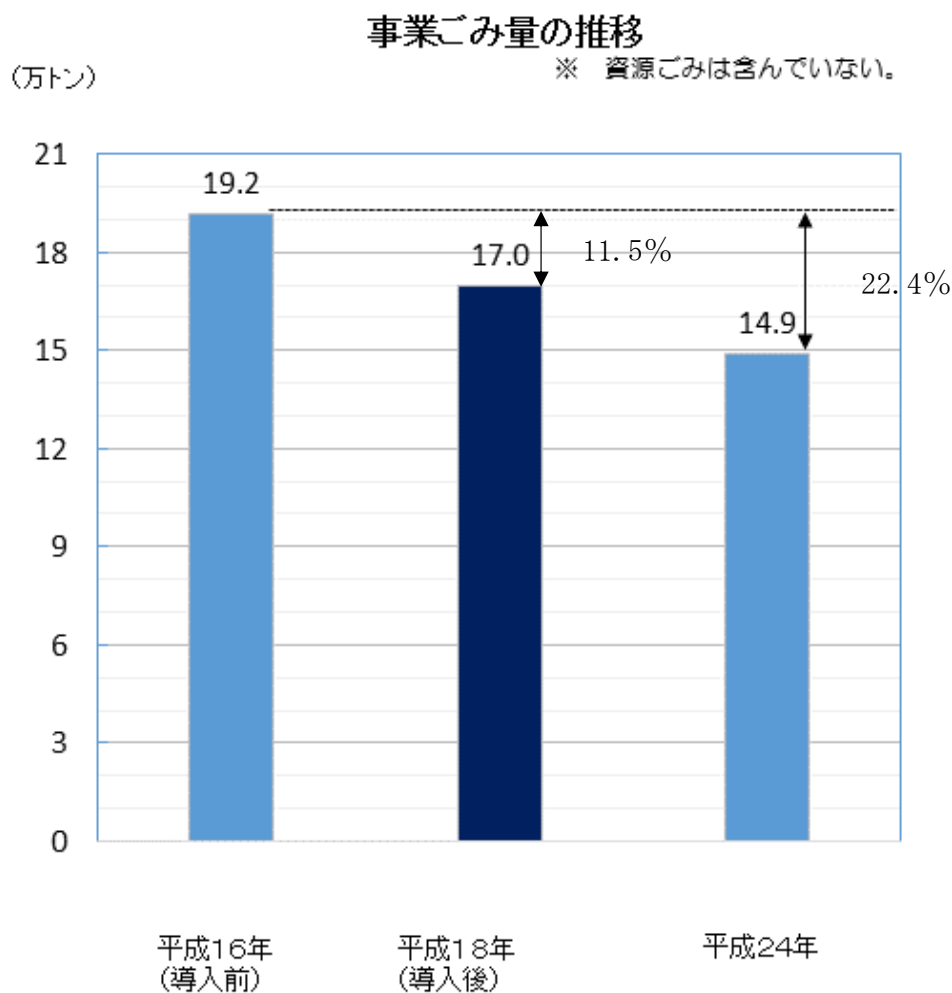


図2 広島市事業ごみ有料指定袋導入の実績

3) 市町組合が責任を持って必ず達成すべき削減量の設定について

燃やすごみ削減目標値 10,300 tのうち、有料指定袋制度を導入することで、合計約 5,000 tの燃やすごみの削減が可能と推計されることから、この値を必ず達成すべき削減量と定めます。

(4) 減量資源化可能性調査・ごみ減量化施策検討

※小山広域保健衛生組合管内ごみ減量化対策業務委託 報告書（平成30年3月）抜粋
減量・資源化可能性調査（平成29年度）

第1節 ごみ組成調査の概要

1 調査目的

本調査は、組合管内の家庭から排出される可燃ごみ量及び不燃ごみの性状を把握し、ごみ減量化に繋がる施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象及び調査実施日

小山市（全域）、下野市（国分寺地区、南河内地区）下野市（石橋地区）、野木町（全域）の4地区を対象に収集ステーションに排出された可燃ごみ、不燃ごみを対象に組成分析調査を実施した。なお、調査日は、夏季と冬季に分け、各地区に対して2回ずつ行った。

第2節 ごみ組成分析結果

組成分析調査の結果を踏まえ、可燃ごみとして排出されたものの中に各市町の分別区分として設定されている可燃ごみ以外のごみの混入について、資源化物として取り扱う項目は資源化可能物として抽出を行い、資源物として取り扱わない項目は資源化不適物として整理した。

不燃ごみについても同様に、不燃ごみの中から資源可能物と資源化不適物を整理した。

1 夏季の分析結果

1.1 小山市

(1) 可燃ごみ

小山市の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図3に示す。

小山市の可燃ごみのうち約81%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で18.47%、内訳として紙類11.28%、プラスチック類3.88%、古布3.31%であった。なお、資源化不適物の大きな混入は見られなかった。

また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が42.07%、草・葉10.18%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

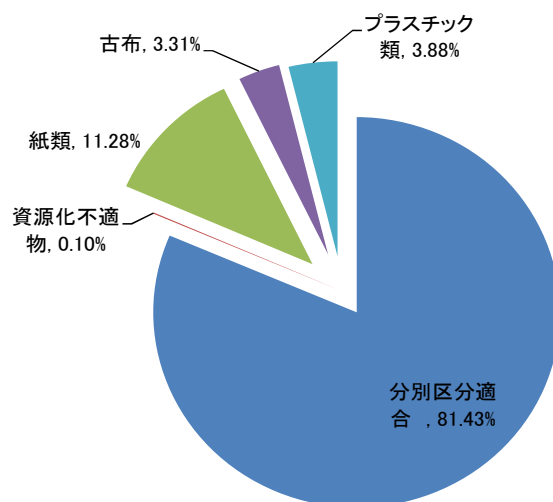


図3 小山市可燃ごみの組成

(2) 不燃ごみ

小山市の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図4に示す。

小山市の不燃ごみのうち約60%が分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で18.20%、内訳として金属類（アルミ缶、スチール缶）7.66%、びん5.18%、プラスチック類4.36%、古布0.75%、紙類0.25%であった。資源化不適物の混入は全体で22.23%であった。

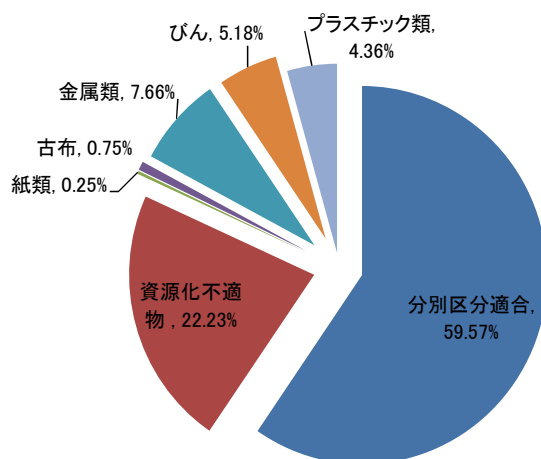


図4 小山市不燃ごみの組成

1. 2 下野市

(1) 国分寺地区、南河内地区

① 可燃ごみ

国分寺地区、南河内地区の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図5に示す。

国分寺地区、南河内地区の可燃ごみのうち約77%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で20.86%、内訳として紙類17.36%、プラスチック類2.15%、古布1.35%であった。なお、資源化不適物の混入はその他不燃物及び金属類の2.27%であった。また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が39.24%、草・葉6.52%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

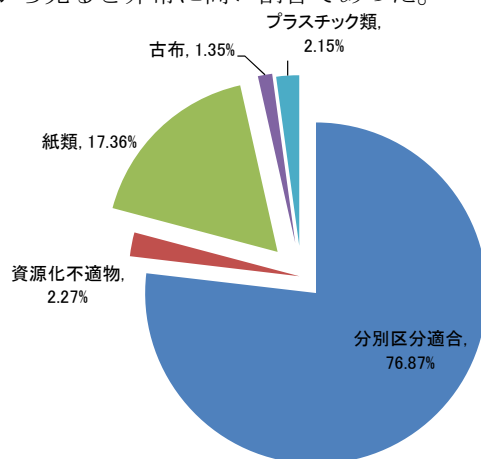


図5 国分寺地区、南河内地区可燃ごみの組成

② 不燃ごみ

国分寺地区、南河内地区の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図6に示す。

国分寺地区、南河内地区の不燃ごみのうち約60%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で9.51%、内訳として、プラスチック類4.9%、びん2.06%、金属類（アルミ缶、スチール缶）1.51%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で30.87%となり、プラスチック類が18.66%と高い割合であった。

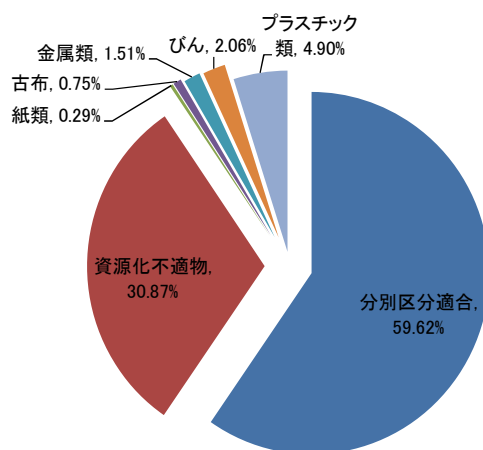


図6 国分寺地区、南河内地区不燃ごみの組成

(2) 石橋地区

① 可燃ごみ

石橋地区の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図7に示す。

石橋地区の可燃ごみのうち約76%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で22.94%、内訳として紙類15.96%、次いで、プラスチック類4.22%、古布2.10%、金属類0.43%であった。なお、資源化不適物の混入はその他不燃物のみの0.87%であった。

また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が36.86%、草・葉16.10%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

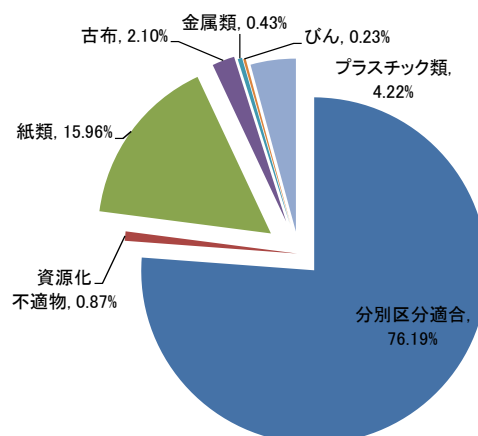


図7 石橋地区可燃ごみ組成

② 不燃ごみ

石橋地区の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図8に示す。

石橋地区の不燃ごみのうち約90%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で5.92%、内訳として、びん3.10%、金属類（アルミ缶、スチール缶）2.13%、プラスチック類0.39%、紙類0.27%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で4.76%と、大部分がプラスチック類が占めている。

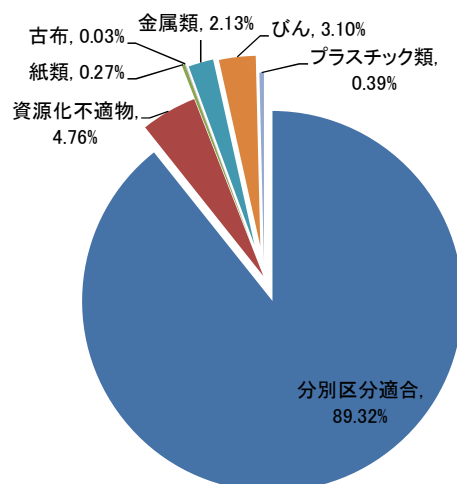


図8 石橋地区不燃ごみの組成

1. 3 野木町

(1) 可燃ごみ

野木町の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図9に示す。

野木町の可燃ごみのうち約33%しか分別区分に適合していない結果となった。資源化可能物としては、全体で66.25%、内訳として厨芥類32.82%、次いで、紙類18.11%、プラスチック類13.81%、古布1.39%であった。なお、資源化不適物の混入はその他不燃物、びん、金属類の0.31%であった。

野木町では生ごみを分別区分に設け、別収集しているが、通常のごみ袋に混入が32.82%と非常に高い割合になっている。可燃ごみの分別区分には適合しているものの、草・葉は9%もあり、内容物には剪定枝の規格に該当するものも見られた。

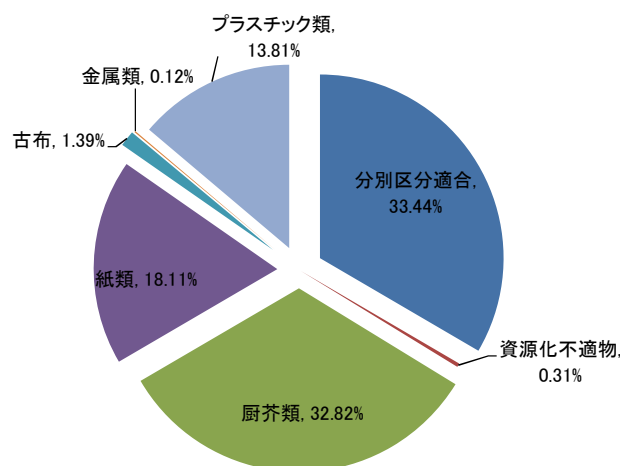


図9 野木町可燃ごみ組成

(2) 不燃ごみ

野木町の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図10に示す。

野木町の不燃ごみのうち約63%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で11.55%、内訳として、びん4.59%、古布類4.28%、プラスチック類1.28%、金属類(アルミ缶、スチール缶)0.91%、紙類0.49%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で25.64%であった。

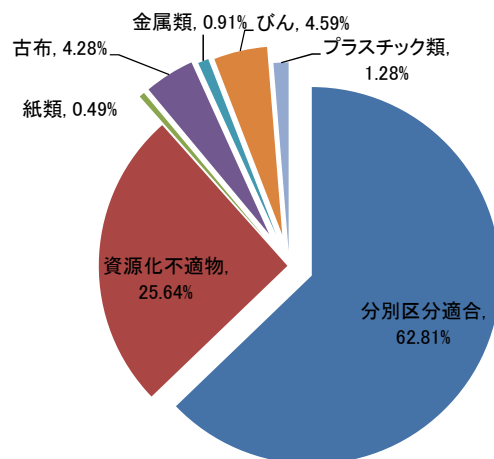


図10 野木町不燃ごみ組成

2 冬季の分析結果

2.1 小山市

(1) 可燃ごみ

小山市の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図11に示す。

小山市の可燃ごみのうち約84%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で16.21%、内訳として紙類13.71%、プラスチック類1.35%、古布1.12%であった。なお、資源化不適物の大きな混入は見られなかった。

また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が50.29%、草・葉4.75%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

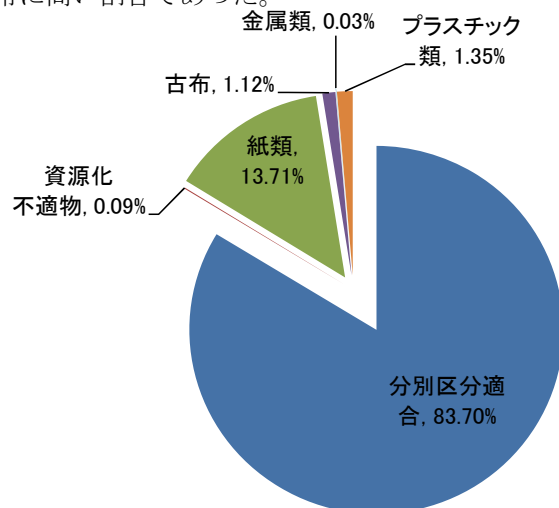


図11 小山市可燃ごみの組成

(2) 不燃ごみ

小山市の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図12に示す。

小山市の不燃ごみのうち約76%が分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で6.59%、内訳として、びん4.69%、プラスチック類1.25%、金属類(アルミ缶、スチール缶)0.49%、古布0.1%、紙類0.06%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で17.25%であった。

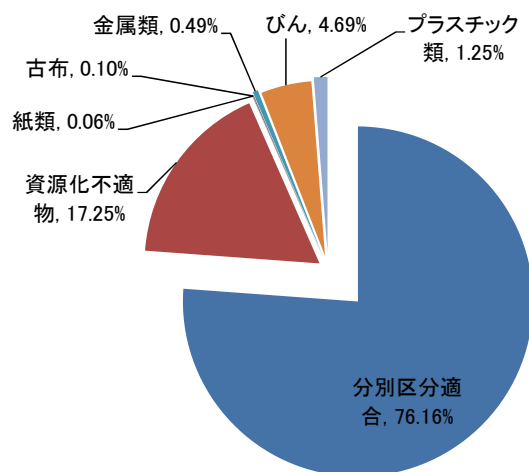


図12 小山市不燃ごみの組成

2. 2 下野市

(1) 国分寺地区、南河内地区

① 可燃ごみ

国分寺地区、南河内地区の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図13に示す。

国分寺地区、南河内地区の可燃ごみのうち約83%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で16.87%、内訳として紙類14.87%、プラスチック類0.5%、古布0.16%であった。なお、資源化不適物の混入は金属類の0.14%であった。

また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が42.81%、草・葉7.98%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

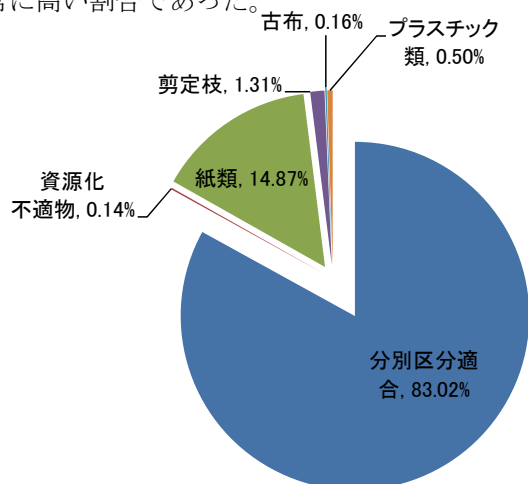


図13 国分寺地区、南河内地区可燃ごみ組成

② 不燃ごみ

国分寺地区、南河内地区の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図14に示す。

国分寺地区、南河内地区の不燃ごみのうち約67%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で3.34%、内訳として、びん1.85%、金属類（アルミ缶、スチール缶）0.76%、プラスチック類0.6%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で29.86%となり、プラスチック類が19.13%と高い割合であった。

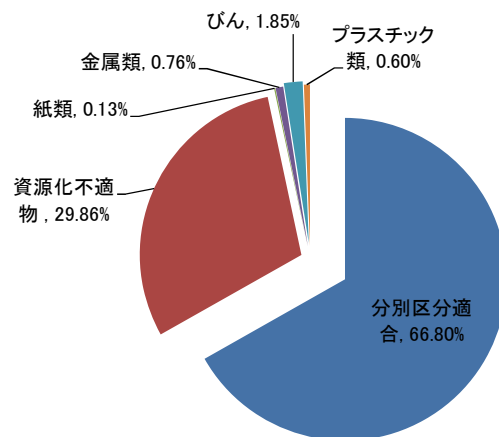


図14 国分寺地区、南河内地区不燃ごみ組成

(2) 石橋地区

① 可燃ごみ

石橋地区の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図15に示す。

石橋地区の可燃ごみのうち約83%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で16.79%、内訳として紙類10.15%、次いで、古布4.76%、プラスチック類1.11%、びん0.09%であった。

なお、資源化不適物の混入は金属類の0.06%のみであった。

また、分別区分に適合はしているものの、厨芥類が55.03%、草・葉5.7%と全体量から見ると非常に高い割合であった。

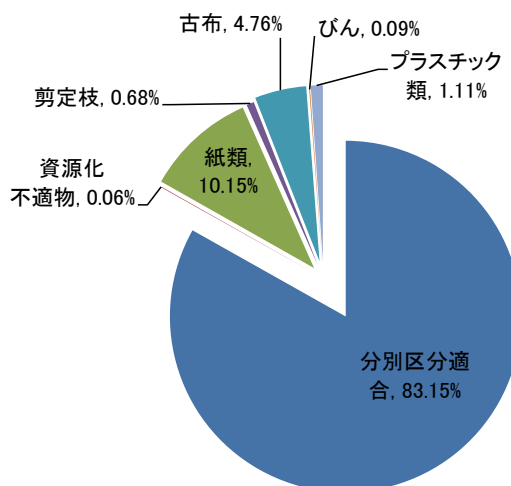


図15 石橋地区可燃ごみ組成

② 不燃ごみ

石橋地区の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図16に示す。

石橋地区の不燃ごみのうち約83%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で6.09%、内訳として、金属類（アルミ缶、スチール缶）3.24%、びん2.81%、プラスチック類0.04%であった。

また、資源化不適物の混入は全体で10.51%であり、大部分はプラスチック類が占めている。

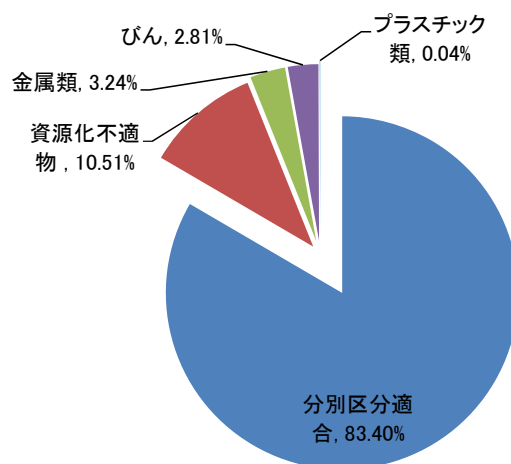


図16 石橋地区不燃ごみ組成

2. 3 野木町

(1) 可燃ごみ

野木町の分別区分から可燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図17に示す。

野木町の可燃ごみのうち約44%しか分別区分に適合していない結果となった。資源化可能物としては、全体で51.27%、内訳として厨芥類24.56%、次いで、紙類20.54%、プラスチック類5.54%、びん0.24%であった。なお、資源化不適物の混入は金属類、その他不燃物、びんの4.45%であった。

野木町では生ごみを分別区分に設け、別収集しているが、通常のごみ袋に混入が24.56%と非常に高い割合になっている。可燃ごみの分別区分には適合しているものの、草・葉は8.46%もあり、内容物には剪定枝の規格に該当するものも見られた。

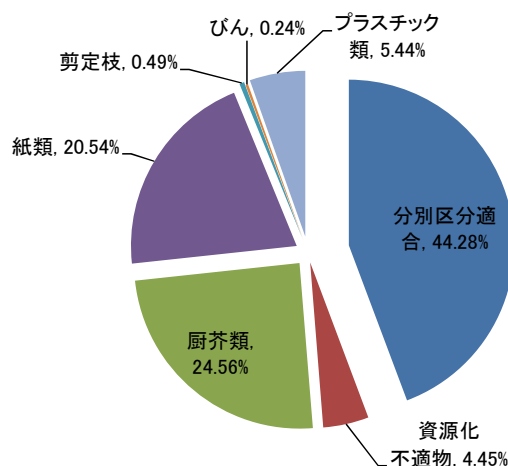


図17 野木町可燃ごみ組成

(2) 不燃ごみ

野木町の分別区分から不燃ごみに中に含まれる資源化可能物の割合を図18に示す。

野木町の不燃ごみのうち約72%は分別区分に適合している結果となった。資源化可能物としては、全体で8.94%、内訳として、びん5.84%、金属類（アルミ缶、スチール缶）1.81%、プラスチック類0.8%、紙類0.23%、古布0.12%であった。また、資源化不適物の混入は全体で18.68%であり、大部分はプラスチック類が占めている。

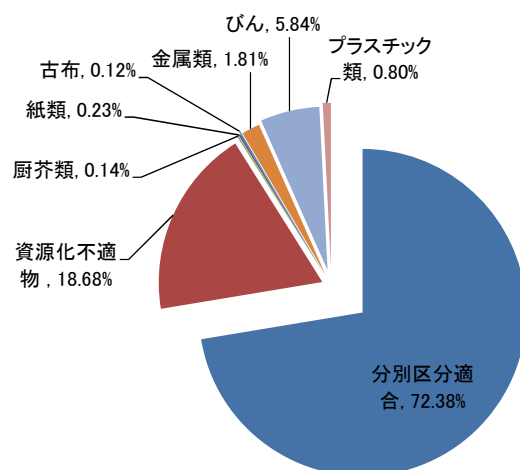


図18 野木町不燃ごみ組成

第3節 ごみ組成分析結果における減量化・資源化可能性

各市町における減量化・資源化可能性について、ごみ組成分析結果から考察を行った。

1 小山市

可燃ごみの中に、紙類、古布類、プラスチック類と資源化可能物（夏季：約18%、冬季：約13%）が含まれており、分別区分の周知・徹底及び新たな強化策を講じることによって、可燃ごみの減量化に繋がることが期待される。

また、厨芥類の割合が多い（夏季：約42%、冬季：約50%）ことから、厨芥類の水切り促進及び資源化（堆肥化）による全体量の減少への可能性も期待される。

草・木類については、可燃ごみへの混入割合が高く（夏季：約10%、冬季：約5%）、新たに資源化の可能性のあるものと考えられる。

不燃ごみの中には、びん、金属（アルミ缶・スチール缶）、プラスチック類と多くの資源化可能物が含まれており、分別区分の適合も可燃ごみに対して低く（夏季：約60%、冬季：76%）、不燃系資源ごみと不燃ごみの分別区分の認識不足が伺える。今後さらに周知・徹底を強化する必要がある。

本分析結果から小山市のごみ減量化・資源化に繋がる方針としては以下が挙げられる。

【ごみ減量化・資源化方針】

- ・ 紙類、古布類、プラスチック類の分別周知徹底及び新たな強化策の立案
- ・ 不燃ごみの分別周知徹底
- ・ 厨芥類の減量化及び資源化の検討
- ・ 草・木類の資源化の検討

2 下野市

2. 1 国分寺地区、南河内地区

可燃ごみの中に、紙類、古布類、プラスチック類といった資源化可能物が多く（夏季：約 21%、冬季：17%）含まれており、分別区分の周知・徹底及び新たな強化策を講じることによって、可燃ごみの減量化に繋がることが期待される。

小山市同様、厨芥類の割合が多い（夏季：約 43%、冬季：約 40%）ことから、厨芥類の水切り促進及び資源化（堆肥化）による全体量の減少への可能性も期待される。

草・木類については、可燃ごみへの混入割合が高く（夏季：約 8%、冬季：約 7%）、新たに資源化の可能性のあるもの考えられる。

不燃ごみの分別適合が低く、資源化不適物も多く（夏季：約 30%、冬季：約 31%）、不燃ごみの分別区分の認識不足が伺える。一方、資源化可能物には、びん、金属（アルミ缶・スチール缶）、プラスチック類が含まれており、今後さらに周知・徹底を行う強化する必要がある。

本調査から下野市（国分寺地区、南河内地区）のごみ減量化・資源化に繋がる方針としては以下が挙げられる。

【ごみ減量化・資源化方針】

- ・ 紙類、古布類、プラスチック類の分別周知徹底及び新たな強化策の立案
- ・ 不燃ごみの分別周知徹底
- ・ 厨芥類の資源化の検討
- ・ 草・木類の資源化の検討

2. 2 石橋地区

可燃ごみの中に、紙類、古布類、プラスチック類といった資源化可能物が（夏季：約 23%、冬季：約 17%）含まれており、分別区分の周知・徹底及び新たな強化策を講じることによって、可燃ごみの減量化に繋がることが期待される。

他地域同様、厨芥類の割合が多い（夏季：約 37%、冬季：約 55%）ことから、厨芥類の水切り促進及び資源化（堆肥化）による全体量の減少への可能性も期待される。

草・木類については、可燃ごみへの混入割合が高く（夏季：約 16%、冬季：約 6%）、新たに資源化の可能性のあるものと考えられる。

他地域に比べ、不燃ごみの分別適合は高い（夏季：約 89%、冬季：約 84%）。これは、びん・缶類が他の地区では一部不燃ごみであるが、本地区ではすべてびん・缶として排出できるよう区分が統一されていること、不燃ごみの排出形態がポリカゴによる内容物が視認できる状態のため排出者の分別意識向上が図られていることに起因していると考えられる。

本調査から下野市（石橋地区）のごみ減量化・資源化に繋がる方針としては以下が挙げられる。

【ごみ減量化・資源化方針】

- ・ 紙類、古布類、プラスチック類の分別周知徹底及び新たな強化策の立案
- ・ 厨芥類の資源化の検討
- ・ 草・木類の資源化の検討
- ・ ごみ視認性向上に資する排出方法の拡充（組合全体へ）

3 野木町

可燃ごみにおける分別区分への適合が他地域に比べ最も低く（夏季：約33%、冬季：44%）である。これは、他地域と異なり生ごみの分別収集を行っているものの、厨芥類が可燃ごみの中に多く（夏季：約33%、冬季：約25%）、他地域と同程度に含まれているためである。厨芥類については、分別区分の周知徹底や強化策を講じる必要がある。

その他、紙類、古布類、プラスチック類等の資源化可能物が多く（夏季：約33%、冬季：約27%）含まれており、分別区分の周知・徹底及び新たな強化策を講じることによって、可燃ごみの減量化に繋がることが期待される。

草・木類については、可燃ごみへの混入割合が高く（夏季：約9%、冬季：約8%）、新たに資源化の可能性があるものと考えられる。

不燃ごみの分別適合は低く、資源化不適物が多く（夏季：約26%、冬季：約19%）、不燃ごみの分別区分の認識不足が伺える。

また、不燃ごみの中には、びん、プラスチック類の資源化可能物が含まれており、分別区分の認識不足が伺える。今後さらに周知・徹底を行う強化する必要がある。

本調査から野木町のごみ減量化・資源化に繋がる方針としては以下が挙げられる。

【ごみ減量化・資源化方針】

- ・ 紙類、古布類、プラスチック類の分別周知徹底及び新たな強化策の立案
- ・ 不燃ごみの分別周知徹底
- ・ 生ごみの分別排出における強化策の立案
- ・ 草・木類の資源化の検討

ごみ減量化施策の検討

第1節 検討施策のリストアップ

「ごみ組成分析調査結果」及び「減量・資源化可能性調査」において、抽出されたごみ減量化・資源化可能性に係る課題に対して、検討する施策を列記し、適用性を検討する。

なお、この施策は「減量・資源化可能性調査」において、燃やすごみ、燃えないごみ中に資源化可能物の混入が多く見られたことから、分別区分の周知徹底の強化は構成市町で行うことを前提とし、さらに追加施策を展開することにより減量化が可能なものを前提とした。

リストアップした各施策は、組合管内で実施することを前提として組合管内のごみ処理状況、環境、施設整備条件などを考慮し適用性の検討を行った。

第2節 ごみの減量化に効果的な施策

効果的な施策

「減量・資源化可能性調査」における検討結果を表4に示す。

ごみ減量化に効果的な施策を、他団体等における実績等から、実施した場合に燃やすごみの減量が見込める施策について「実施により燃やすごみの減量が見込める施策」と、課題を解決するために、継続して取り組むべき施策について「実施により長期的に燃やすごみの減量が見込める施策」に分け、より詳細な検討を行い、取り組みが容易な順に整理した。

表4 検討結果一覧(1/2)

| No. | 施策名 | | 概要 | 効果的な施策 | |
|-----|------------------|---------|---|--------|--|
| | | | | 評価 | 理由 |
| 1 | 家庭ごみ(指定袋)有料化 | | 排出する住民自身が処理手数料の一部又は全部を税金とは別に負担し、ごみの排出抑制に経済的なインセンティブを与える仕組みである。 | ○ | 全国、県内で多く導入されており、一般的な施策であるとともに、導入による削減効果が一定量見込めるため。 |
| 2 | 生ごみ堆肥化 | | 現在、小山広域管内で生ごみを投入している南部清掃センター、小山広域クリーンセンターへ、比較的組成が安定している事業系生ごみを対象に収集し、処理を行う。 | × | ・南部清掃センターは、現状処理率が80%と余力がない。また、協定上、野木町分のみ受入れに制限されているため。 ・小山広域クリーンセンターでは、含水率の高い厨芥類の比率を高めた場合、発酵期間や堆肥の品質に影響を与えることになり、販路の確保が難しくなるため。 |
| 3-1 | 生ごみ資源化 | 湿式メタン発酵 | ①家庭ごみ及び事業ごみに含まれる「生ごみ」のみを回収し、メタン発酵して、生成したメタンガス燃料とする発電を行う。 | × | ・「生ごみ」の単独収集が必要となり、小山市・下野市の負担が大きいため。 ・新施設の計画事業の大幅な見直しが必要のため。 |
| | | | ②小山水処理センターの消化タンクに生ごみを投入し、メタン発酵することで発電を行う。 | × | ・小山水処理センターの消化タンクが著しく劣化しており、生ごみを投入できる状況ではないため。 |
| 3-2 | | 乾式メタン発酵 | 現状の「燃やすごみ」の区分のまま、ごみを受入れ、破碎・選別を行い、対象物のみ発酵槽へ投入し、メタン発酵を行う。生成したメタンガスを燃料とする発電を行う。 | ○ | ・湿式と比べ、規模の縮小化、現状の収集体制を変更せず、比較的導入しやすいため。 |
| 4 | プラスチック製容器包装の回収強化 | | 計画処理量より約1,500t回収量が少なく、不適物が約600t焼却処理されている対策として、汚れの基準の構成市町間での統一や住民へ分かり易い分別排出の周知を徹底し、回収量及び資源化量を最大化を図る。 | ○ | ・南部清掃センターの余力量が、約1,500t/年と多く、著しく計画処理量に対して未達であることから、回収量を増加させる施策が必須であるため。 |
| 5 | 生ごみ水切り運動強化 | | ごみ組成結果より、燃やすごみ中に30~50%の生ごみが含まれていることが判明した。生ごみは約70%と水分とされており、水切り器具の無料配布等により効果の最大化を図る。 | ○ | ・燃やすごみ中の厨芥類が多く、削減効果として見込める。また、比較的低コストでの導入が可能のため。 ・小山市では、H30.4から各世帯に配布し、約770tの削減効果を見込んでいる。 |
| 6 | 草・葉の資源化 | | ごみ組成結果より、燃やすごみ中に10%程度の草・葉が含まれていることが判明した。現在燃やすごみとして収集している草・葉類を南部清掃センターへ搬入し、チップ化等の資源化を行う。 | × | ・南部清掃センターの処理率が90%と余力がない。草・葉の性質上、砂や石の混入が多く、選別設備を導入する必要があるため。 ・草・葉にセラム集積の可能性があるため、資源化が容易ではないため。 |

表4 検討結果一覧(2/2)

| No. | 施策名 | | 概要 | 効果的な施策 | |
|-----|-------------------|-----|---|--------|--|
| | | | | 評価 | 理由 |
| 7-1 | 古紙類の資源化 | 家庭系 | ①教育施設(中高大)を実施団体とした集団回収を強化 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみ中に資源可能な紙類が多く混入しており、燃やすごみの分別周知徹底が必要のため。 比較的低コストでの導入が可能のため。 |
| | | | ②報償金改定 | ○ | |
| | | | ③雑紙保管袋の配布 | ○ | |
| 7-2 | | 事業系 | 公共施設を対象に、燃えるごみに含まれる資源化可能な紙類(機密文書等)の資源化を行う。 | ○ | |
| 8 | 多量排出事業者への指導 | | 構成市町の多量排出事業者へ排出の実績報告書及び減量計画書を提出させることにより、事業者排出量の動向を行政で適切に把握・管理し、指導する。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみ増加に対して、対応策が急務であるため。 多量排出事業者を把握できておらず、適切な指導が行われていないため。 |
| 9 | 事業系手数料の改定 | | 事業系の一般廃棄物のごみ手数料としている250円/10kgの料金設定に対し、資源可能物を対象に料金を改定し、燃やすごみ量を削減する。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 県内でも資源物に対して、燃やすごみより安価若しくは無料に設定している事例があるため。 |
| 10 | 直接搬入(持込)の抑制 | | 直接持ち込まれる一般廃棄物に対して、搬入量を管理するシステムを導入し、多量排出者や不正搬入等に対する指導を行い抑制する。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 県内他自治体と比較し、直接搬入量が非常に多く、早急な対策が必要であるため。 |
| 11 | 家庭系ごみ直接搬入(持込)の有料化 | | 住民によって直接持ち込まれる一般廃棄物(資源ごみを除く)を、清掃用ターで計量し、重量に応じた手数料を徴収する。 | × | <ul style="list-style-type: none"> 直接搬入(多くは自治会未加入者)に対してのみ手数料を設けると、ステーションの排出(無料)との公平性が担保できなくなるため。 |
| 12 | 戸別収集 | | 各家庭の玄関先や、集合住宅の前等、建物ごとにごみ出し、1軒ずつ回収する仕組み。玄関先等に出すことで、ごみの出し方に対する意識向上が図れるとともに、分別の徹底と排出の抑制が促進される。 | × | <ul style="list-style-type: none"> 戸建が多く、人口密度が低い地域では効率的な収集が期待できないため。 収集運搬費の増大が懸念されるため。 |
| 13 | 生ごみ収集袋の無料化 | | 生ごみの回収袋の販売金額(大袋15円/枚、小袋10円/枚)を無料化し、住民へ生ごみの分別排出を促進させる。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 通常ごみが無料で、生ごみ回収袋が有料となっている、現在の制度に問題があるため。 |
| 14 | 事業系ごみ袋制度の導入 | | 事業系ごみ袋を導入し、収集費用と区別することで事業者へに対して、排出抑制を促す。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみ増加に対して、対応策が急務であるため。 事業者へごみ減量化へ意識付けさせる効果があるため。 |
| 15 | 自家消費量の増加施策 | | 生ごみ処理機の普及強化を行い、自家消費量を増加し、燃やすごみ減少に寄与させる。 | × | <ul style="list-style-type: none"> 小山市ではH25年度に生ごみ処理機の補助額を倍にしたが効果がでなかったため。 草・葉にむくみ集積の可能性があるため、資源化が容易ではないため。 |

《補足》

表4の検討結果一覧で評価が○でしたが、燃やすごみの削減施策として採用しなかった施策の理由を下記に示します。

No. 3-2 乾式メタン発酵

乾式メタン発酵とは、燃やすごみから厨芥類のみを選別し、厨芥類をドラム式の発酵槽で発酵させメタンガスを回収方法です。このため、焼却施設に隣接した新しい施設が必須となります。

新たな敷地の拡張や現有施設（平成30年度時点）での増設が困難であること、また建設及び運営に係る費用が高いことから採用を見送りました。

No. 4 プラスチック製容器包装の回収強化

住民へ分かりやすい分別方法や基準を周知することで、プラスチック製容器包装の回収量を増やす施策です。

住民への周知を行うならば、プラ容器以外の他のごみも含めて行うのが効率的です。したがって「施策1 ごみの分別啓発物の作成・配布」に組み込んで実施していきます。

No. 5 生ごみ水切り運動強化

この施策は燃やすごみに含まれる厨芥類の水分を流しで絞るように促し、燃やすごみの減量につなげる施策です。

既に構成市町で実施していたことから、今後市町独自の取組として実施していくためです。

No. 7-1 ① 教育施設（中高大）を実施団体とした集団回収を強化（家庭系古紙類の資源化）

学校などの公共施設を実施主体として、生徒が資源ごみを持って登校することで、日常的に資源回収を実施する施策です。

既に構成市町で実施していたことから、今後市町独自の取組として実施していくためです。

No. 7-1 ② 報奨金改定（家庭系古紙類の資源化）

集団回収実施団体に支払う報奨金を高くすることで、参加団体を増やし資源物回収量を増やす効果を期待する施策です。

しかし、実施者の負担が大きく資源回収量が減少傾向となっている現状を踏まえると、構成市町で報奨金を上げることは困難ですので、採用を見送りました。

No. 13 生ごみ収集袋の無料化

有料となっている生ごみ収集袋を無料化することで、住民へ生ごみの分別排出を促進させるものです。制度導入前の数年間のみ生ごみ収集袋を無料化するのではなく、有料のまま指定袋制度に移行したほうが、抵抗が少ないと判断したためです。

(5) 指定袋制度の導入状況

栃木県内の導入状況

平成27年度と令和3年度（最新）における、県内自治体の家庭系可燃ごみの有料化導入状況を比較した結果です（表5）。

平成27年度と比較すると、令和3年度は有料化1件の増（増加率4.0%）となっています。

平成27年度と令和3年度の導入自治体は、表7及び表8のとおりです。

表5 栃木県の導入状況

市町数 25

| | 平成27年度 | | 令和3年度 | |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| | 実施数 | 実施率 | 実施数 | 実施率 |
| 有料化 | 13 | 52.0% | 14 | 56.0% |
| 指定袋 | 4 | 16.0% | 4 | 16.0% |
| 合計 | 17 | 68.0% | 18 | 72.0% |

実施率＝実施数÷市町数

出典：とちぎの廃棄物

(参考) 全国の収集手数料有料化状況

平成27年度と令和元年度（最新）における、指定袋制度を含めた可燃ごみ収集手数料を有料としている自治体を比較した結果です（表6）。

平成27年度と比較すると、令和元年度（最新）は家庭系27件の増（増加率1.5%）事業系19件の増（増加率1.1%）となっています。

表6 全国の導入状況

市区町村数 1,741

| | 平成27年度 | | 令和元年度 | |
|-----|--------|-------|-------|-------|
| | 実施数 | 実施率 | 実施数 | 実施率 |
| 家庭系 | 1,059 | 60.9% | 1,086 | 62.4% |
| 事業系 | 1,440 | 82.7% | 1,459 | 83.8% |

実施率＝実施数÷市区町村数

出典：日本の廃棄物処理（一般廃棄物処理実態調査結果

表7 平成27年4月1日時点における家庭系可燃ごみの有料化状況（栃木県内）

(2) 生活系可燃ごみの有料化導入状況

平成27年4月1日現在

| 市町 | 有料化 導入済 | 指定袋制 導入済 | 詳細 |
|-------|------------|-------------|---|
| 宇都宮市 | | | |
| 足利市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚15円・容量20ℓ1枚10円・容量10ℓ1枚7円 |
| 栃木市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→大10枚86円・中10枚69円・小10枚65円 |
| 佐野市 | | | |
| 鹿沼市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚15円・容量10ℓ1枚7.5円 |
| 日光市 | | | |
| 小山市 | | | |
| 真岡市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 大田原市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚17円 |
| 矢板市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須塩原市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| さくら市 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須烏山市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚13円 |
| 下野市 | | | |
| 上三川町 | | | |
| 益子町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 有料指定袋…生ごみのみ→容量10ℓ1枚10円 |
| 茂木町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 指定袋…生ごみのみ→容量20ℓ1枚15円・容量10ℓ1枚10円 |
| 市貝町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 |
| 芳賀町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 |
| 壬生町 | | | |
| 野木町 | | △ | 指定袋…生ごみのみ→大1枚15円・小1枚10円 |
| 塩谷町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 高根沢町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須町 | ○ | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円・容量10ℓ1枚10円 |
| 那珂川町 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚13円 |
| 合計 | 13 | 5 | |

(注) 有料化：指定袋の料金に一般廃棄物処理についての手数料を上乗せしている。

指定袋制：指定袋の料金に一般廃棄物処理についての手数料が上乗せされていない。

表 8 令和3年4月1日時点における家庭系可燃ごみの有料化状況（栃木県内）

表1-16 ごみ処理有料化の実施状況(生活系可燃ごみの状況)

令和3(2021)年4月1日現在

| 市町 | 有料化 導入済 (導入年度) | 指定袋制 導入済 | 詳細 |
|-------|----------------------|-------------|---|
| 宇都宮市 | | | |
| 足利市 | ○ (H20(2008)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚15円・容量20ℓ1枚10円・容量10ℓ1枚7円 |
| 栃木市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ10枚85円・容量30ℓ10枚66円・容量200ℓ10枚61円(消費税別) |
| 佐野市 | | | |
| 鹿沼市 | ○ (H18(2006)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚30円・容量30ℓ1枚20円・容量20ℓ1枚15円・容量10ℓ1枚7.5円 |
| 日光市 | ○ (H30(2018)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚45円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円・容量10ℓ1枚10円 |
| 小山市 | | | |
| 真岡市 | ○ (H26(2014)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 大田原市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚17円・容量20ℓ1枚14円 |
| 矢板市 | ○ (H7(1995)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須塩原市 | ○ (H21(2009)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| さくら市 | ○ (H7(1995)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須烏山市 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚13円 |
| 下野市 | | | |
| 上三川町 | | | |
| 益子町 | ○ (S45(1970)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 有料指定袋…生ごみのみ→容量10ℓ1枚10円 |
| 茂木町 | ○ (H3(1991)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 指定袋…生ごみのみ→容量20ℓ1枚15円・容量10ℓ1枚10円 |
| 市貝町 | ○ (S45(1970)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 |
| 芳賀町 | ○ (S45(1970)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円 |
| 壬生町 | | | |
| 野木町 | | △ | 指定袋…生ごみのみ→大1枚15円・小1枚10円 |
| 塩谷町 | ○ (H7(1995)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 高根沢町 | ○ (H7(1995)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量40ℓ1枚40円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円 |
| 那須町 | ○ (H25(2013)) | | 有料指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚50円・容量30ℓ1枚30円・容量20ℓ1枚20円・容量10ℓ1枚10円 |
| 那珂川町 | | ○ | 指定袋…可燃ごみ→容量45ℓ1枚20円・容量30ℓ1枚13円 |
| 合計 | 14 | 5 | |

(注) 有料化 : 指定袋の料金に一般廃棄物処理についての手数料を上乗せしている。

指定袋制 : 指定袋の料金に一般廃棄物処理についての手数料が上乗せされていない。

(6) 雑紙保管袋の作成配布後における可燃系資源物の状況

各市町とも広報等で紙の分別について周知を行っています。前年度の比較について表9のとおりとなります。なお、それ以前については、下野市分がリサイクルセンター令和元年度稼働のため、それ以前のデータは小山市と下野市分となりますので計上しておりません。また、令和2年度はコロナ禍での自宅の片付けごみ等の影響が考えられるため増加していると思われます。

表9 各市町の可燃系資源物（新聞・雑誌・雑紙・ダンボール・古布）の量

※小山広域の数字は売却量ベースでお知らせします。

単位：トン

| 市町名 | 年度 | 新聞 | 雑誌・雑紙 | ダンボール | 古布 | 合計 |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|----------|
| 小山市 | 令和元 | 285.65 | 793.61 | 578.52 | 587.64 | 2,252.15 |
| | 令和2 | 274.96 | 878.27 | 693.31 | 610.07 | 2,463.73 |
| | 差 | ▲10.69 | 84.66 | 114.79 | 22.43 | 211.58 |

単位：トン

| 市町名 | 年度 | 新聞 | 雑誌・雑紙 | ダンボール | 古布 | 合計 |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|----------|
| 下野市 | 令和元 | 119.55 | 468.40 | 272.23 | 236.59 | 1,096.77 |
| | 令和2 | 130.62 | 489.07 | 344.34 | 257.52 | 1,221.55 |
| | 差 | 11.07 | 20.67 | 72.11 | 20.93 | 124.78 |

単位：トン

| 市町名 | 年度 | 新聞 | 雑誌・雑紙 | ダンボール | 古布 | 合計 |
|-----|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 野木町 | 令和元 | 50.16 | 228.77 | 175.62 | 89.29 | 543.84 |
| | 令和2 | 44.17 | 275.06 | 208.49 | 107.36 | 635.08 |
| | 差 | ▲5.99 | 46.29 | 32.87 | 18.07 | 91.24 |

参考 下野市広報(2020.11)

※下野市の数字は搬入ベースでお知らせしています。

燃やすごみが増加しています

今年度に入ってから、家庭から出るごみが増加傾向にあります。

新型コロナウイルスの影響で、外出を控え、家の片付けをしたり、テイクアウト商品を利用したりする方が増えたためと考えられます。

燃やすごみと可燃系資源(雑紙等)の搬出量

| | 令和元年度 7~9月 | 令和2年度 7~9月 | 前年度 比較 |
|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 燃やすごみ | 2,730t | 2,845t | 115t増 |
| 可燃系資源(雑誌・雑紙等) | 86t | 94t | 8t増 |

ごみの急激な増加は、ごみ処理費用の増加につながります。ごみ焼却炉への負担が増えることで、施設で処理しきれなくなるおそれもあります。

また、出された燃やすごみの内容を調査した結果、プラ容器包装や雑紙など、分別すれば資源として再利用できるものが多く混入していました。

燃やすごみの資源化と減量化にご協力ください

令和2年度のごみ量が前年度に比べ、大幅に増加しました。

総搬出量

| | 燃やすごみ | 可燃系資源 |
|-------|-----------------|----------------|
| 令和元年度 | 1万 82t | 400t |
| 令和2年度 | 1万928t | 430t |
| 前年比 | 846t増 +約8.4% | 30t増 +約7.5% |

「燃やすごみ」の内容を調査したところ、プラ容器包装や雑紙など、分別すれば資源となるものが多く混入していました。

ごみの急激な増加は、ごみ処理費用の増加につながります。また、ごみ焼却炉への負担が増えることで、施設で処理しきれなくなるおそれもあります。

引き続き、ごみの分別によるごみの減量化と資源化にご協力をお願いします。

小山市広報(2020.12)

22 広報しもつけ 2021.5
Shimotsuke

雑紙は大切な資源です

固環境課 ☎22-9286

次のような紙類を「可燃ごみ」の日に出していませんか？

これらは、リサイクルできる大切な資源です。

手提げ部分が紙製の紙袋や封筒などに入れて、「紙・布類」の日に出しましょう。



- ・ティッシュの箱(ビニールは取り除く)
- ・トイレトペーパーの芯
- ・お菓子などの空き箱
- ・牛乳パック
- ・包装紙 など

野木町広報(2020.12)

2. 資源物となる雑紙

可燃ごみの重量の内、約2割はリサイクル可能な紙類です。資源物の雑紙も分別してください。ヒモで縛れない雑紙は、手さげ部分が紙の紙袋や古封筒等に入れてヒモで縛って出してください。

- ・お菓子や食品の箱
- ・郵送で届くチラシ
- ・ティッシュの箱
- ・タバコの箱
- ・はがき
- ・封筒
- ・コピー用紙
- ・トイレトペーパーやラップの芯
- ・領収書(感熱紙以外)

